

「福岡市児童養護施設等の小規模化に係る推進計画」について

1 計画策定の経緯

平成 24 年度に国において、平成 41 年度末までに児童養護施設及び乳児院の小規模化を実現するため、「都道府県推進計画」を策定するよう技術的助言がなされた。

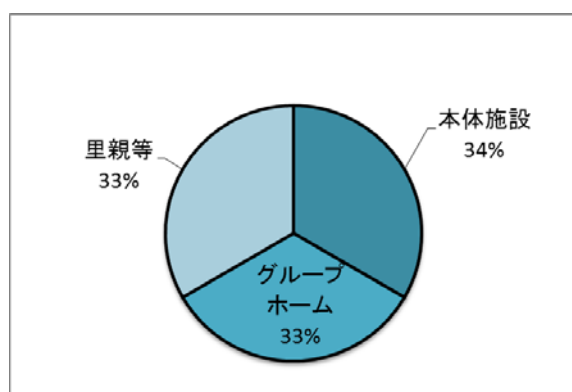
これを受け、「第 4 次福岡市子ども総合計画」に記載する社会的養護施策の検討と併せ、「福岡市要保護児童の社会的養護あり方検討会」から意見聴取したのち、各施設において策定された「家庭的養護推進計画」と調整し、策定した。

2 計画の位置づけ

平成 41 年度までに小規模化を実現するための工程表であり、「福岡市子ども総合計画」の更新に合わせ 5 年ごとに見直し、各期の取り組みを反映させ、整合を図る。

3 小規模化推進の考え方とは

【国の目標】



全国の社会的養護の状況は、里親等委託が 14.8% であり、85.2% は、児童養護施設又は乳児院で養育されるという施設養護が中心である（平成 24 年度末）。

これを平成 41 年度までに里親等（ファミリーホームを含む）、本体施設、グループホームの割合が 3 分の 1 ずつとすることが国の目標とされた。

【具体的取組】

小規模化にあたっては次の 3 つの要素により行う。

- ① 本体施設の定員の小規模化
- ② 本体施設で一緒に生活するグループを小さくし、グループごとにキッチンや浴室など家屋と同じ設備を整えること（小規模グループケア）。
- ③ 多数の児童が同じ敷地で生活するのではなく、地域のグループホームを増やし分散化させること。

具体的なイメージは次のとおりである。

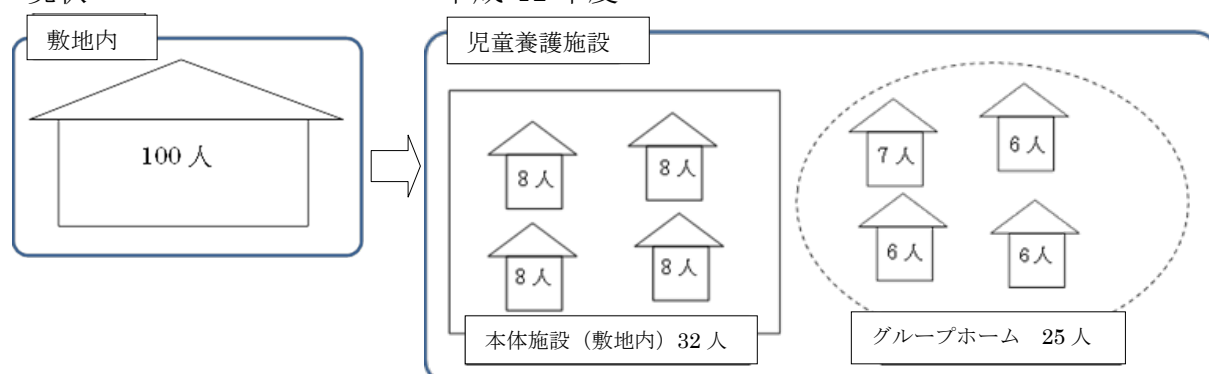
(1) 児童養護施設の小規模化

現状では認可定員の上限等はないが、57 名程度まで小規模化をすることとなり、さらに、本体施設を全て小規模グループケア化し、かつ、グループホームを敷地外に設置する。

○100 名の児童養護施設を 57 名に小規模化する場合

・現状

・平成 41 年度



(2) 乳児院の小規模化

定員の上限は 35 名以下とされ、本体施設を全て 4 名から 6 名までの小規模グループケア化することとなっている。必須ではないがグループホームもつくることができ、福岡市でも取り組んでいく。

4 福岡市児童養護施設等の小規模化に係る推進計画

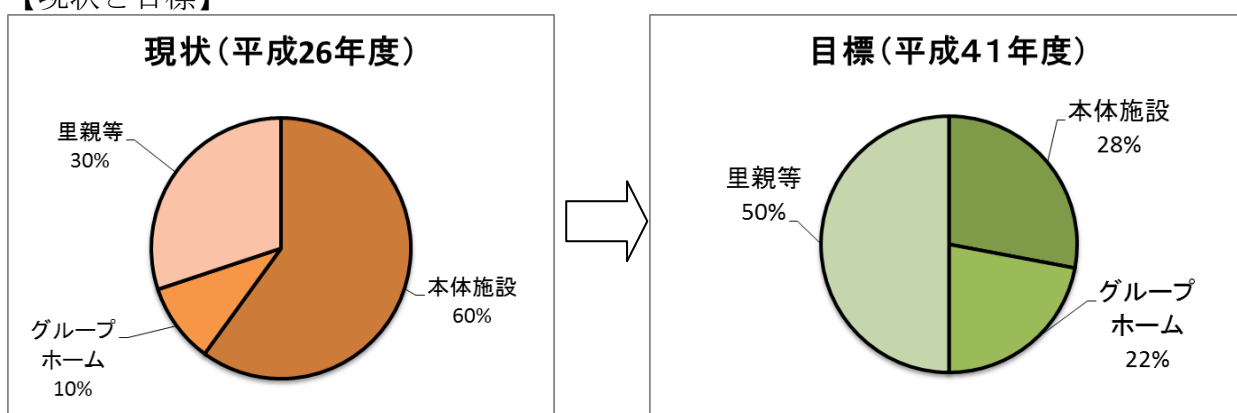
(1) 計画期間

平成 27 年度から平成 41 年度までの 15 年間で、5 年間ごとの前期・中期・後期の計画とする。

(2) 目標

福岡市は、さらに家庭養護を推進していく。大規模な本体施設による養育から施設の小規模化を推進し、里親委託率を 50% とするとともに、本体施設とグループホームで養育する児童を概ね 1 対 1 とする。

【現状と目標】



(3) 各期における取り組み

前期の取り組みは「第4次子ども総合計画」のとおりである。

なお、中期及び後期については、現時点における目標であり、「福岡市子ども総合計画」の更新に合わせ5年ごとに見直し、各期の取り組みを反映させ、整合を図る。

【各期における目標値】

	現状値	前期	中期	後期
	26 年度末	31 年度	36 年度	41 年度
各期の取り組み				
児童養護施設等の小規模化	1 施設	2 施設	4 施設	5 施設
ファミリーホーム	12 施設	16 施設	19 施設	20 施設
児童心理治療施設	なし	1 施設	1 施設	1 施設
社会的養護の受け皿の状況				
本体施設	60%	45%	40%	28%
グループホーム	10%	15%	15%	22%
里親等	30%	40%	45%	50%